

富山県土木部所管建設工事に係る余裕期間制度（フレックス方式）試行要領

（趣旨）

第1条 この要領は、富山県土木部の所管に係る建設工事において、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、全体工期の範囲内で受注者が工事の始期及び終期を設定することができる余裕期間制度（以下「フレックス方式」という。）の試行に関し、土木部所管建設工事施行に関する事務取扱要領（以下「事務取扱要領」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領で使用する用語は、事務取扱要領で使用する用語の例による。

2 前項に定めるもののほか、この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事の始期 実際に現場において工事に着手する日をいう。
- (2) 工事の終期 工事の完成期限をいう。
- (3) 余裕期間 受注者が労働力及び建設資機材を計画的に確保するための期間で、契約締結日の翌日から工事の始期の前日までをいう。
- (4) 実工期 実際に工事を施工するための期間で、工事の始期から工事の終期まで（工事に係る準備期間と後片付け期間を含む。）をいう。
- (5) 全体工期 余裕期間と実工期とを合計した期間をいう。

（対象工事）

第3条 フレックス方式の対象となる工事は、余裕期間を設定しても、工事目的物の供用開始に影響を及ぼさない工事で、かつ、出先機関の長（本庁においては、事業主管課長）が必要と認めるものとする。ただし、設計変更又は工事の中止による工期の大幅な変更等が予想される工事、緊急性のある工事その他フレックス方式によることが適当でないと認める工事については、この限りでない。

（工事の始期及び終期）

第4条 工事の始期は、契約締結日の翌日から180日以内とする。

- 2 発注者は、工事の始期の期限及び工事の終期の期限をあらかじめ定め、公告時にこれらを入札参加者に対し、明示するものとする。
- 3 受注者は、契約締結日の翌日から工事の始期の期限までの間で、休日（富山県の休日を定める条例（平成元年富山県条例第1号）第1条第1項に規定する休日をいう。以下同じ。）を除く任意の日を工事の始期として設定することができる。
- 4 受注者は、工事の終期の期限までの間で、休日を除く任意の日を工事の終期として設定することができる。
- 5 受注者は、第3項及び前項の規定により工事の始期及び終期を定める場合は、契約締結前に工事の始終期通知書（様式第108号）を発注者に提出しなければならない。
- 6 契約の締結後、やむを得ない事由により工事の始期の期限または工事の終期の期限の変更が必要となった場合は、受発注者間の協議のうえ、変更することができる。なお、工事の終期の期限の変更手続は、事務取扱要領の規定により行うものとする。

（工事の始期前の取扱い）

第5条 受注者は、余裕期間の間は、工事（工場製作、測量、資材の搬入、仮設物の設置等の準備工事を含む。）に着手してはならない。ただし、現場に搬入しない資機材の準備及び技能労務者の手配（以下「準備等」という。）は、この限りでない。

2 余裕期間の間に行う前項の準備等は、受注者の責任において行うものとする。

3 受注者は、余裕期間の間は、現場代理人及び主任技術者又は監理技術者の配置を要

しない。

(契約関係の取扱い)

第6条 フレックス方式を実施する場合における発注者と受注者の契約関係の取扱いについては次のとおりとする。

- (1) 工事請負契約書(様式第9号の4又は様式第9号の5)に記載する工期は、全体工期及び実工期とする。
- (2) 受注者は、富山県建設工事標準請負契約約款(平成8年富山県告示第180号)の規定にかかわらず、工事の始期に工程表(様式第45号)を提出するものとする。この場合において、工程表には余裕期間を明示すること。
- (3) 受注者は、事務取扱要領の規定にかかわらず、工事の始期に現場代理人等届(様式第46号の1の①又は様式第46号の1の②)を発注者に提出するものとする。
- (4) 受注者は、特記仕様書に基づき、工事の始期後14日以内に施工計画書を発注者に提出するものとする。
- (5) 受注者は、特記仕様書に基づき、受注時のコリンズ(CORINS)への登録については、工事の始期後10日(休日を除く。)以内に登録するものとする。
- (6) 受注者は、契約の締結後、前払金の支払いを発注者に請求することができる。ただし、当該工事を実施した年度内に前払金を支払わない工事については、この限りでない。
- (7) 受注者は、余裕期間内において下請負契約を締結するときは、契約約款の規定にかかわらず、工事の始期に施工体制台帳(様式第50号)の写し及び工事作業所災害防止協議会兼施工体系図(様式第51号)の写しを提出するものとする。ただし、施工体制台帳の写しについては、工事現場の施工体制を発注者が情報通信技術(建設キャリアアップシステム)を利用する方法により確認することができる措置を講じている場合、提出を不要とする。
- (8) 契約保証の期間は、契約締結日から工事の終期までとする。
- (9) 受注者は、特記仕様書に基づき、工事の始期後速やかに、退職金制度届出書を発注者に提出するものとする。

(事務処理要領)

第7条 事務手続については、次のとおりとする。なお、別添「余裕期間制度(フレックス方式)対象工事における事務手続フロー」も参考にすること。

(1) 手続1(設計書作成担当者)

ア 「工事施行伺」に「余裕期間制度(フレックス方式)対象工事」と明示することとする。

イ 特記仕様書には次のとおり記載することとする。

第〇条 余裕期間制度(フレックス方式)対象工事

- 1 本工事は、円滑な工事施工体制の確保を図るため、全体工期の範囲内で受注者が工事の始期及び終期を設定することができる工事であり、富山県土木部所管建設工事に係る余裕期間制度(フレックス方式)試行要領に基づき実施するものとする。
- 2 工事の始期の期限は、契約締結日の翌日から180日以内の〇年〇月〇日、工事の終期の期限は、〇年〇月〇日とする。
- 3 受注者は、工事の始期後14日以内に施工計画書を発注者に提出するものとする。
- 4 受注者は、受注時のコリンズ(CORINS)への登録については、工事の始期後10日(休日を除く。)以内に登録するものとする。
- 5 受注者は、工事の始期後に速やかに、退職金制度届出書を発注者に提出するものとする。
- 6 余裕期間内に行う資機材の準備及び、技能労働者の手配などの準備等に必要な現地への立入り(工事着手以外の行為とする)については、発注者に了解を得るとともに関係法令等に基づく必要な手続きを行うものとする。
- 7 その他この特記仕様書に記載のないことについては、富山県土木部所管建設工事に係る余裕期間制度(フレックス方式)試行要領によるものとする。

(2) 手続2(入札公告作成担当者)

ア 条件付き一般競争入札の個別公告に次のとおり記載することとする。

1 入札に付する事項	
工期 (本工事は余裕期間制度(フレックス方式)(注)対象工事である。)	契約を締結した日の翌日から○年○月○日まで ただし、本工事は余裕期間制度(フレックス方式)対象工事のため、次に記載した工事の始期の期限及び工事の終期の期限の間で、受注者は工事の始期及び終期を設定(※)することができる。 工事の始期の期限：契約締結日の翌日から180日以内の○年○月○日まで 工事の終期の期限：○年○月○日まで (※)受注者が工事の始期及び終期を設定する場合、契約締結前に工事の始終期通知書(様式第108号)により工事の始期及び終期を担当部署に通知すること。なお、工事の始期及び終期は、日曜日、土曜日、休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除くものとする。
その他	余裕期間制度(フレックス方式)対象工事の実施にあたり、この公告に記載のないことは、富山県土木部所管建設工事に係る余裕期間制度(フレックス方式)試行要領及び特記仕様書による。

(注) 余裕期間制度(フレックス方式)とは、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、全体工期の範囲内で受注者が工事の始期及び終期を設定することができる制度をいう。全体工期とは、余裕期間と実工期とを合計した期間をいう。余裕期間とは、受注者が労働力及び建設資機材を計画的に確保するための期間で、契約締結日の翌日から工事の始期の前日までをいう。実工期とは、実際に工事を施工するために必要な期間で、工事の始期から工事の終期まで(工事に係る準備期間と後片付け期間を含む。)をいう。

余裕期間の間は、工事(工場製作、測量、資材の搬入、仮設物の設置等の準備工事を含む。)に着手してはならない。ただし、現場に搬入しない資機材の準備及び技能労務者の手配(以下「準備等」という。)は、この限りでない。この期間内に行う準備等は受注者の責任において行うものとする。

余裕期間の間は、現場代理人及び主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。

イ 指名競争入札では、次の資料を入札情報サービスに掲載することとする。

令和 年 月 日
余裕期間制度(フレックス方式)試行対象工事について 本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、全体工期の範囲内で受注者が工事の始期及び終期を設定することができる余裕期間制度の試行対象工事です。 試行対象工事の実施にあたっては、富山県土木部所管建設工事に係る余裕期間制度(フレックス方式)試行要領及び特記仕様書によるものとします。

(3) 手続3(受注者)

ア フレックス方式を実施する受注者は、契約締結前に工事の始終期通知書(様式第108号)により工事の始期及び終期を発注者に通知するものとする。

イ 受注者は、工事の始期または終期の変更を希望する場合、工事の始終期変更届(様式第109号)を発注者に提出し、発注者の承諾を受けることとする。ただし、全体工期の延長又は短縮に伴う工事の終期の変更において、変更後の工事の終期を発注者が定める工事の終期の期限と同日とする場合は、この限りではない。

(4) 手続4(入札契約事務担当者)

ア 工事の始終期通知書(様式第108号)に記載された工事の始期及び終期が、特記仕様書に明示した工事の始期及び終期の期限内であることを確認し、契約書を作成するものとする。

イ 受注者の設定した工事の終期が工事施行何の工期末と異なっている場合は、契約時に事業管理システムの工期末を受注者が指定した工事の終期に変更入力するものとする。

(5) 手続5(受注者)

ア 受注者は、工事の始期に工程表(様式第45号)を提出するものとする。この場合において、工程表には余裕期間を明示することとする。

イ 受注者は、工事の始期に現場代理人等届(様式第46号の1の①又は様式第46号の1の②)を提出するものとする。

ウ 受注者は、工事の始期後14日以内に施工計画書を提出するものとする。

エ 受注者は、受注時のコリンズ(CORINS)への登録について、工事の始期後、10日(休日を除く。)以内に登録するものとする。

オ 受注者は、工事の始期後速やかに、退職金制度届出書を提出するものとする。

カ 受注者は、余裕期間内において下請負契約を締結するときは、工事の始期に施工体制台帳（様式第50号）の写し及び工事作業所災害防止協議会兼施工体系図（様式第51号）の写しを提出するものとする。ただし、施工体制台帳の写しについては、工事現場の施工体制を発注者が情報通信技術（建設キャリアアップシステム）を利用する方法により確認することができる措置を講じている場合、提出を不要とする。

キ 受注者は、契約の締結後、前払金の支払いを発注者に請求することができる。ただし、当該年度の支払いを行わない工事については、この限りでない。

(6) 手続6（前払金事務担当者）

前払金事務担当者は、事業管理システムの着工年月日の入力欄に、始終期通知書に記載された工事の始期を入力するものとする。

(7) 手続7（工事監督員）

工事監督員は、(3) イで受注者から工事の終期の変更を希望する始終期変更届が提出され、発注者が定めた工事の終期の期限内での変更を承諾する場合は、事業管理システムの工期末を受注者が指定した工事の終期に変更入力するものとする。

(8) 手続8（完成検査員）

完成検査員は、前払金の支払いがない場合、事業管理システムの着工年月日の入力欄に、始終期通知書に記載された工事の始期を入力するものとする。

（経費の負担）

第8条 フレックス方式の実施により増加する経費は、受注者の負担とする。

附 則（平成29年管第312号建技第466号）

この要領は、平成29年4月1日から施行し、同日以後に公告を行う工事から適用する。

附 則（平成30年管第293号建技第475号）

この要領は、平成30年4月1日から施行し、同日以後に公告を行う工事から適用する。

附 則（令和元年建技第105号）

この要領は、令和元年7月1日から施行し、同日以後に公告を行う工事から適用する。

附 則（令和元年管第129号建技第186号）

この要領は、令和元年9月1日から施行し、同日以後に公告又は指名通知を行う工事から適用する。

附 則（令和3年3月8日管第178号建技第468号）

この要領は、令和3年4月1日から施行し、同日以後に公告又は指名通知を行う工事から適用する。

附 則（令和6年3月29日管第280号建技第538号）

この要領は、令和6年4月1日から施行し、同日以後に公告又は指名通知を行う工事から適用する。

附 則（令和7年3月28日管第328号建技第559号）

この要領は、令和7年4月1日から施行し、同日以後に公告又は指名通知を行う工事から適用する。

余裕期間制度(フレックス方式)対象工事における事務手続フロー

(事例) 入札日が5月17日、工期日数が120日で、計画の余裕期間が180日、実施の余裕期間が70日の場合である。

